

白鷹町木造住宅耐震診断士派遣事業実施要綱

(平成23年3月28日 告示第28号)

(目的)

第1条 この要綱は、白鷹町内に存する一戸建ての木造住宅に対し、予算の範囲内で、耐震診断士を派遣し、耐震診断等を実施することで、木造住宅の地震に対する安全性の向上を図り、震災に強いまちづくりを推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 戸建木造住宅 一戸建ての木造住宅をいう。
- (2) 耐震診断 財団法人日本建築防災協会発行による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に基づいて行う一般診断をいう。
- (3) 耐震補強計画 一般診断の結果に基づき、補強方法及び概算工事費について提案を行う補強計画をいう。
- (4) 耐震診断士 建築士法(昭和25年法律第202号)第2条に規定する一級建築士、二級建築士及び木造建築士の資格を持ち、山形県若しくは市町村又は財団法人日本建築防災協会等が主催する木造建築物耐震診断の業務に必要な講習会を受講し、かつ、白鷹町木造住宅診断士登録簿に登載された者をいう。

(対象住宅)

第3条 耐震診断士(以下「診断士」という。)の派遣対象となる住宅(以下「対象住宅」という。)は、次の各号のいずれにも該当する町内の戸建木造住宅とする。

- (1) 昭和56年5月31日以前に着工された戸建木造住宅のうち、居住の用に供していること又は居住の用に供する予定が明らかであること。
- (2) 木造在来軸組工法による専用又は併用住宅で、個人が所有していること。
- (3) 2階建て以下であること。
- (4) 店舗等併用住宅の場合は延床面積の2分の1以上が住宅の用途であること。
- (5) この要綱に基づく耐震診断及び耐震補強計画の作成(以下「耐震診断等」という。)を行っていないこと。ただし、過去にこの要綱に基づく耐震診断を行い、その結果を用いて耐震補強計画の作成を行うものを除く。

(耐震診断等の申請及び実施)

第4条 町長は、対象住宅について耐震診断等の申請があった場合は、当該木造戸

建住宅に対し診断士を派遣し、耐震診断等を実施することができる。

2 診断士の派遣を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、白鷹町木造住宅耐震診断申請書（様式第1号。以下「耐震診断申請書」という。）により、次に掲げる書類等を添え、町長に提出しなければならない。

（1）対象住宅の案内図及び各階平面図

（2）対象住宅の建築確認済証、検査済証又は登記事項証明書等で建築年月がわかる書類

（3）前年度の町税等について完納していることが分かる納税証明書等

（4）対象住宅の所有者の同意書（申請者が対象住宅の所有者でない場合に限る。）

（5）その他、町長が必要とする書類

（派遣の決定）

第5条 町長は、前条の耐震診断申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、診断士を派遣する対象住宅と認められるときは、白鷹町木造住宅耐震診断士派遣決定通知書（様式第2号。以下「派遣決定通知書」という。）により、当該申請者に通知するものとする。

2 町長は、対象住宅と認められない場合については、その理由を付し、白鷹町木造住宅耐震診断士非派遣決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

3 町長は、派遣決定通知書の内容を変更する必要がある場合には、白鷹町木造住宅耐震診断士派遣決定内容変更通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

（派遣の辞退）

第6条 申請者は、派遣決定通知書を受けた後に診断士の派遣を辞退するときは、速やかに白鷹町木造住宅耐震診断士派遣辞退届（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

（派遣決定の取消し）

第7条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、派遣の決定を取り消すことができる。

（1）虚偽又は不正な手段により、派遣の決定を受けたことが判明したとき。

（2）前号に掲げるもののほか、診断士派遣が不相当と町長が認める事由が生じたとき。

2 町長は、前項の規定により派遣の決定を取り消したときは、その理由を付し、白鷹町木造住宅耐震診断士派遣決定取消通知書（様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

（派遣の実施）

第8条 町長は、第5条第1項の診断士の派遣を決定したときは、速やかに診断士を派遣しなければならない。

（耐震診断等の結果の報告）

第9条 診断士は、耐震診断等が完了したときは、速やかにその結果を町長に報告しなければならない。

（耐震診断等の結果の通知）

第10条 町長は、前条の規定により完了の報告を受けたときは、速やかにその結果を白鷹町木造住宅耐震診断結果報告書（様式第6号。以下「耐震診断結果報告書」という。）により、申請者に報告しなければならない。

（申請者に対する指導等）

第11条 町長は、耐震診断結果報告書に基づき、派遣対象住宅の地震に対する安全性の確保及び向上について、申請者に対し必要な指導又は助言をすることができる。

（耐震診断等の費用負担）

第12条 診断士の派遣及び耐震診断に要する費用は、1棟当たり、消費税及び地方消費税相当額を含めて103,400円とし、申請者が10,000円、町が93,400円をそれぞれ負担するものとする。ただし、耐震診断と合わせて耐震補強計画の作成を行う場合は、診断士の派遣及び耐震診断に要する費用に消費税及び地方消費税相当額を含めて47,300円を加算した額とし、加算額のうち申請者が5,000円、町が42,300円をそれぞれ負担するものとする。耐震補強計画の作成のみを行う場合においても同様とする。

2 申請者は、派遣決定通知書に記載されている診断士の現地調査日において、当該診断士に対し、申請者が負担すべき費用を支払わなければならない。

（耐震診断士の守秘義務等）

第13条 診断士は、当該耐震診断等に関し、職務上知り得た個人情報その他の秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後においても同様とする。

2 診断士は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 耐震診断等の実施に関し、前条第1項に規定する申請者の負担相当額以外の金銭を受け取ること。
- (2) 申請者に対して不必要な改修を勧めること。又は自己の利益を誘導するための行為を行うこと。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、診断士としてふさわしくない行為を行うこと。

(耐震診断士認定証の携帯)

第14条 診断士は、現地調査を実施する場合には、常に白鷹町木造住宅耐震診断士認定証(様式第7号)を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

(その他)

第15条 この要綱で定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。